

第13回 亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要書

日時：平成24年2月3日
9：30～11：30
場所：市役所3階第3委員会室

—今回の会議のテーマ—

① 検討結果報告（案）の確認

1. 検討結果報告（案）の確認

○全般的構成、協働を支援する機能

会長：前回の会議で、ここでの役割を確認したが、それとともに、報告書などを作成すべきとの意見があった。それを受けて事務局の方で検討結果報告（案）を作成していただいた。今後は市長の方で、個々に記載した方向性等に基づいたより具体的な取り組みを進めていただければと思う。全体的にこれまでの会議結果をまとめた内容となっているので、事務局の説明を受け、各委員の意見等を盛り込んで取りまとめたいと思う。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局：～資料説明（全般的構成、協働を支援する機能）～

会長：まず、「協働を支援する機能」の方向性としては2点を挙げてある。その次の部分に、前回の会議での意見にもあった、会議の検討経過などからポイントとなるような点を記載してもらい、今後につなげるようにしている。たとえば、①中間支援については、民間からの発生が望ましいという考え方とそれに向けた行政の支援の重要性という2点と、②地域組織については、範囲についての様々な考え方があるという点と、地域の特性を損なわない取り組みへの期待を記載している。いずれも、今後、市の方で具体的な検討組織等が出来て進めていくことになると思うが、この会議での議論をつなげるようにしている。追記等はあるだろうか。

委員：前回の資料より、かなり明確に記載していただいてあり、良いと思う。執行機関としてはかなり重いと思うので、しっかりやってほしい。

会長：区分けの問題はどうだろう。具体的にはこの会議でもまとまっていないので、今後の検討にゆだねることとなると思うが、例えば25地区など、なんらかの範囲を絞るという考えはあるだろうか。

委員：このままでよいと思う。

会長：それでは、他にはないようなので、次の項目、「コンプライアンス」へ移りたいと思う。

○コンプライアンス

事務局：～資料説明（コンプライアンス）～

会長：まず、ここでの方向性は1点で、前回の会議同様に庁内的な現行の制度運

用の強化というようなものであり、追記事項として、2点あり、①コンプライアンス条例は将来的な課題とする、②新たな地域組織への支援や、そこに求めるコンプライアンスについて記載されている。

委員：基本的にはいいと思う。民民のコンプライアンスについての頭出しとなると思う。また、時節柄、財政援助団体については、税からの補助を受けているのだから市民全体への説明責任を負うということを理解してやる必要はあるのだろう。

会長：そうすると自治会やコミュニティもその対象になってくるだろう。

委員：私も当然出ると思う。

委員：市民活動団体も同じだと思う。

委員：重要であるが、行政の単年度予算主義からは、市民団体等が補助金のお金を基金のようにストックして数年に一度大がかりなことをするということは今の補助金の枠組みでは難しい。こうした問題をどう解決すべきかということは行政でも考えてほしいと思う。また、団体側でもそれを実現するには、構成員や市民からの理解を得る必要が出てくるので、責任感の醸成にもつながるものだと思う。

委員：逆に、補助金を使い切らなくても、次年度に減額しないしくみでもいいのかもしれない。

委員：市民からも支持を受ける計画があればと思う。公金を使うのであるからには、それくらいの責任を持つ必要があると思う。

事務局：財政的に厳しい状況ではあるが、亀山市とすれば、市民団体の補助金であれば、現在の協働提案などの活用で、単年度の事業についても対応は可能だと思う。敢えてそうしたしくみまではいらないのではないかと感じている。また、各団体の自主財源もあると思うので、積み立てはそれを使って、市の補助金は単年度精算したほうが分りやすいのではないかと思う。

委員：事業補助と運営補助を分けて考える必要がある。また亀山市には協働提案事業もあるのも確かだ。論点が多岐に渡るが、今の時代としては、民民のコンプライアンスを重視するということが大切だと思う。

委員：そういう意味で言うと、ここでの書きぶりは新たな地域自治組織に限定したのものとなっているので、既存の補助団体なども含めるとしてはどうか。

事務局：それについては、地方自治法でも公共的団体への監督などが明記されており、また、補助金の要綱などにも守るべき事項も記載している。

会長：これについては、既存の補助団体なども対象に含めるようなものとしたいと思う。

会長：それでは、次の項目、「監査」へ移りたいと思う。

○監査

事務局：～資料説明（監査）～

会長：まず、ここでの方向性は1点で、前回の会議同様に行政評価の内容で記載している。また、追記の事項では、広報の充実について記載しているが、どうだろう。

委員：広報の充実については、これくらいではないだろうか。方向性の記載が分りにくいので表現を調整してはどうか。

会長：確かに少し分りにくいので、事務局に表現の調整をお願いする。それでは、他にはないようなので、次の項目、「子ども」へ移りたいと思う。

○子ども

事務局：～資料説明（子ども）～

会長：子どもについては、親の子育てから地域の子育てなども含め初めたくさん議論があったが、ここでの方向性は1点となった。子どもの権利については、人権条例の中に明記することに決まったということだろうか。

事務局：人権条例についての議論は、これから行うこととなるので、その条例の中に記載するの今は未定である。しかし、条例検討のなかで、子どもの権利を検討することについては、所管部にも、既に話はしている。

会長：追記の市民フォーラムについては、本年度実施したので記載している。

委員：これについては、重要なことだと思うので、そうした表現もこの中に盛り込んでほしい。

会長：確かにもう少し強い表現にした方が良いと思う。これも再調整をお願いする。それでは、他には無ければ最後の項目、「情報の共有」へ移りたいと思う。

○情報の共有

事務局：～資料説明（情報の共有）～

会長：これについては、追加項目で、昨年度の行政への検討指示事項のまとめもなかったことや、今年度での条例改正が予定されていることもあり。方向性は明記しないこととしているが、どうだろうか。

委員：頭出しとしてはこれくらいだと思う。

委員：共有するしくみは、中間支援団体が出来れば引っ張り出し足りもできるだろう。

事務局：以前からあったのであまり意識していなかったのだが、市民ネットがあり、その団体の概略などが登録されている。行政はプラットフォームをつくっているが、市民が直接作成していると思う。

委員：自分のところもそうだが、データの更新ができていないのもあるが、確かにしくみのようなものとして市民ネットはある。

事務局：そうした情報をうまく活用することが重要だと思う。

委員：メーリングリストもあるので、それも活用する必要がある。

委員：今、急速にスマートフォンが普及している。今後、この機能を有効に活用した情報共有が見えてくると思うので、それを見据えることも重要だと思う。

事務局：亀山市地域エンパワーメントプランとして、地域での情報化を検討しており、その中でもスマートフォン等の活用も視野に入れている。行政としても重要に考えている。

委員：逆に、それに乗れない人がいることも考えておく必要がある。

会長：それでは、他には無ければ次は、「まとめ」の部分へ移りたいと思う。

○まとめ

事務局：～資料説明（まとめ）～

会長：このように報告書としてまとめるので、最後は責任を持って市長の方へ報告したいと思う。この「まとめ」の部分はだろうか。

委員：前回の会議でも発言したが、市で行われる検討結果を定期的に推進委員会に報告するというを1行追記してほしい。

会長：確かに、それについては記載した方が良いただろう。

委員：最終的に、この検討結果の公表はどうしていくのだろうか。

事務局：ホームページでの公表を考えている。

委員：ホームページだけでは見られない人もいるので、広報等にも掲載してはどうだろうか。

事務局：現時点では想定していなかったが、検討させていただきたい。

会長：この報告書は、市長だけに渡すのだろうか。

事務局：この会議でまとめていただいた後になるが、具体的な検討を進める会議などに対しては資料提供していく。

会長：それでは、全体を通じ、数点の修正等があったので、これを次回の会議において確認し、報告の取りまとめをしたいと思う。

2. まちづくり基本条例推進計画の骨子

会長：それでは、次の項目となる回の「まちづくり基本条例推進計画の骨子（案）」に入りたいと思う。事務局の説明をお願いします。

事務局：～資料説明（まとめ）～

会長：委員の皆さんから質問はあるだろうか。特に初めの2つの地域組織と地域通貨が大変になるだろう。

事務局：これは、後期基本計画においてもメインになってくる部分と思っている。

委員：地域通貨には非常に期待している。この取り組みを進めるにあたって、中間支援団体が出来て来ないと難しいと思うので、そこにもつなげられればと思う。

委員：コンプライアンスにも関係するが、新たな地域組織については、現在の組織の上に、屋上屋をつくるようなことにならないようにしてほしいと思う。地域にある程度権限を渡すようなものにしてほしい。

事務局：組織そのものは制度化するため、名前は統一されることになるが、その実態は各地域の特性に合ったものになればと思っている。いくつかの類型は出来てくるだろうが、地域それぞれに決めていただきたいと思います。詳細な内容等は今後、別の組織において研究を進めることになる。

会長：これは骨格だが、肉付けされ、今年度においてこの計画が完成することとなる。

3. その他

会長：それでは、次回の会議について、事務局から何かあるだろうか。

事務局：まず、本日修正意見のあった検討結果報告の確認がある。また、まちづくり基本条例推進計画については、本日の骨子に少し肉付けを行った原案を見ていただくことになる。そして、翌年度以降のこの会議のことについてもご確認いただきたいと思います。

会長：それではおそらく次回がこの会議も最終となると思うが、日程はどうだろう。

事務局：次回は、2月21日（火）9：30を予定している。会場については、後日、案内とともにお知らせする。

会長：それでは、今日の会議は以上としたい。みなさん、お疲れ様でした。